

丹生ダムの中止に伴う今後の対応方針の合意等について

(概要)

- ・丹生ダムの中止に伴う今後の対応方針を関係5者で合意したもの
- ・現在の事業進捗を踏まえ、地域整備計画を改定したもの

1 地域整備の促進要望に係る今後の対応方針の合意内容

(1) 関係5者：丹生ダム対策委員会、国土交通省近畿地方整備局、
独立行政法人水資源機構、長浜市、滋賀県

(2) 主な内容

○ダムの目的に関する代替事業（高時川の河川整備）

- ・R2より国交省の補助金を新たに採択

○ダム中止に伴う措置

【①買収済み用地】 ・県が、水資源機構から引き継ぎ、管理していく

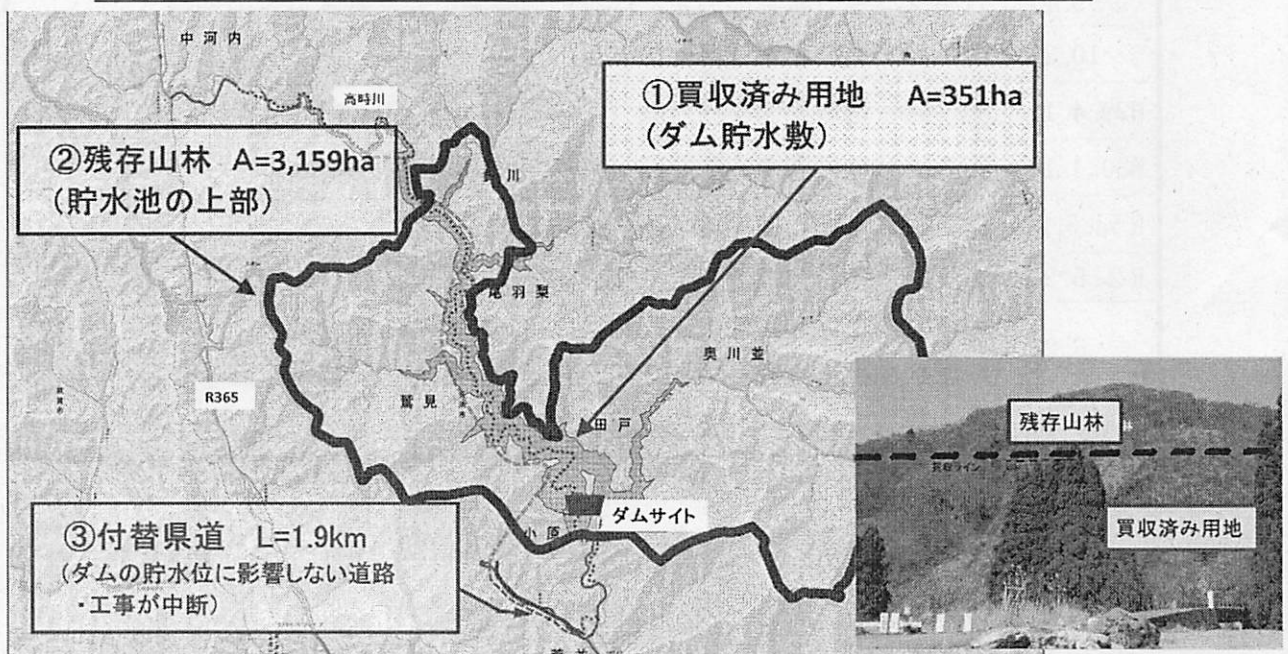
【②残存山林】 ・水資源機構が、所有者に対し、R2より補償を実施
・地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、県が引き受ける

【③付替県道】 ・水資源機構において安全対策を行った後、県が引き受ける

○地域振興

- ・地域による主体的な取り組みに対し、内容に応じて国、県の交付金により支援

⇒ 今後、この方針に基づき、地元等と丁寧調整し、具体化してまいります。



2 地域整備実施計画の改定内容

(1) 経過

- ・平成 28 年に丹生ダム建設事業の中止を決定、地域整備に係る基本協定を締結
- ・平成 29 年に地域整備計画を策定し、毎年 4 月に前年度の進捗確認と今後の取り組み内容を確認している

(2) 主な改定項目

- ①対応方針の合意に基づき、実施内容をより具体的に改めたもの
 - ・残存山林の維持管理
 - ・買収済み用地の維持管理
 - ・付替県道(妙理谷工区)の管理
 - ②地域振興に資する取り組みに「余呉まちづくり研究会への支援」を追加したもの
 - ③その他、道路網の整備、高時川の整備等についての具体化
- ⇒ 今後も、スピード感をもって地域整備を進めてまいります。

(参考) 主な経過

H28. 7. 20	丹生ダム建設事業 対応方針の決定 ◇中止 (ただし、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する。)
9. 11	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定の締結
10. 27	第 1 回 地域整備協議会の発足
H29. 4. 18	第 3 回 地域整備実施計画 (平成 29 年 4 月版) を策定
H30. 4. 18	第 5 回 地域整備実施計画 (平成 30 年 4 月版) を策定
R 元. 5. 23	第 7 回 地域整備実施計画 (令和元年 5 月版) を策定
R 2. 5. 20	第 9 回 地域整備協議会 (書面開催)
5. 25	地域整備の促進要望に係る今後の対応方針の 5 者合意 地域整備実施計画 (令和 2 年 5 月版) を策定 [元年 5 月版を改定]
5. 26	近畿地方整備局 5 者合意を記者発表